

避難情報を理解しましょう

災害の発生前または発生時において、町長が発令する避難勧告などの避難情報の違いをよく理解して、自分の身を守りましょう。避難をする際は、隣近所に声を掛けるなど地域で協力し合いながら避難行動をしましょう。

また、危険を感じる場合などは、自らの判断で早めに避難することも重要です。



種 類	拘束力 (危険度)	発令の内容と基準
自主避難	なし (小)	・災害の危険が迫っていると自ら判断した場合に避難することです ※自主避難をする前に役場に避難所の確認をしてください。
避難準備・ 高齢者等避難開始	弱 (小)	・避難の準備や高齢者など避難に時間が必要な方に避難を呼び掛けるものです ・河川水位の上昇や気象状況などから判断して、避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合に発令します ・「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された地区の皆さんは、余裕をもって適切に避難できるように備えてください ・高齢者や身体に障害のある方などの避難行動要支援者は、避難にかかる時間を考慮して「避難準備・高齢者等避難開始」の発令で早めに避難所または安全な場所に避難してください
避難勧告	中 (中)	・避難を呼び掛けるものです ・降雨などの状況により、洪水や浸水の恐れなど人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令します ・「避難勧告」が発令された地区の皆さんは、速やかに避難所または安全な場所に避難してください
避難指示(緊急)	強 (大)	・避難を強く求めるものです ・災害が発生するなど著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときに発令します。「避難勧告」よりも拘束力が強いものです ・「避難指示(緊急)」が発令された地区の皆さんは、隣近所や地域で協力し合って、ただちに避難所または安全な場所に避難してください ・避難が間に合わない場合は、建物の2階など安全な場所に避難し命を守る行動をとってください

避難所を確認し、避難に備えましょう



訓子府町防災ガイドマップ

避難情報が発令された場合は発令地区の避難所が開設されるほか、避難情報の発令前であっても自主的に避難される方のために必要とされる避難所を開設することがあります。災害の種類に応じて避難所が異なります。

平成29年4月号広報で全戸配布しました「訓子府町防災ガイドマップ」に浸水想定区域や避難所の位置などが記載されていますので、ご確認ください。

なお、訓子府町防災ガイドマップは、予備が総務課交通防災係にありますので、必要な方はご連絡ください。

「防災の日」9月1日 「防災週間」8月30日～9月5日

日ごろの備えと地域の連携で減災を

地域を守る自主防災組織

自主防災組織は、災害から自分たちの地域は自分たちで守るといいう「地域ぐるみの協力体制」のことを言います。災害時は、役場などの防災機関と連携して、情報収集や避難の誘導、避難所の運営などを行います。また、平時は防災知識の普及や防災訓練を実施するなど、いざというときに備えます。

現在、6町内会、2実践会で組織が設立され、他の自治会でも設立が検討されています。

「防災の日」とは、地震や風水害などの自然災害を最小限に食い止めるため、日常の備えの大切さを再認識する日です。7月に西日本を襲った集中豪雨では、河川の氾濫や土砂災害により多くの被災者を出す大災害となりました。これからは台風が上陸しやすい季節となります。日ごろの備えや防災情報などの入手方法を確認するとともに、町と地域の皆さんが協力し防災体制を整えることで、被害を最小限に抑えることができます。

防災の日には、家庭や地域・職場で災害への備えを確認しましょう。

安全・安心なまちづくり
防災情報入手し早めの準備を

昨年7月の集中豪雨により増水した紅葉川(西富)

日常の備え確認を

- 日常の備え
- ① 非常食や懐中電灯など非常時持出品の点検をする
- ② 3日分程度の食料・飲料水を備える
- ③ 家の内外で危険な場所がないか確認しておく
- ④ 防災ガイドマップで災害時の避難経路、避難場所を家族で確認しておく
- 災害時の対応
- ① 正確な情報収集と早めの行動をとる
- ② 避難の呼び掛けに注意する
- ③ 動きやすい格好、二人以上で避難する
- ④ 車での避難は控える
- ⑤ 道路や堤防などに車を放置しない



防災備蓄品の一例

